

## 八幡福祉協会事件

第1審：京都地裁平成11年（行ウ）第27号、平成14年9月20日判決

控訴審：大阪高裁平成14年（行コ）第85号、平成15年8月27日判決

上告審：最高裁平成15年（行ツ）第306号、平成15年（行ヒ）第323号、平成16年10月29日二小法廷決定

【類似事件】・・・青森地裁平成12年（行ウ）第3号、平成15年4月22日判決

仙台高裁平成15年（行コ）第15号、平成16年3月12日判決

最高裁平成16年（行ヒ）第167号、平成16年11月30日三小法廷決定

### ■概要■ 元理事長の横領金に対する源泉徴収義務の存否〔所得税法183条、28条〕

本件は、社会福祉法人の元理事長が当該法人の本部会計等から横領した金員につき、税務当局が賞与と認定し、源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及びそれに伴う不納付加算税の賦課決定処分を行ったところ、社会福祉法人は当該金員はあくまで元理事長によって横領されたものであり、給与所得には当たらないと主張して、本件各処分の取消しを求めた事件である。

第1審は本件金員の移動は元理事長の権限外の行為であり、その行為は正に横領行為であって、社会福祉法人としては支払者として所得税を天引により徴収する余地はなかったとし納税者の勝訴となった。

しかし、第2審では、元理事長の納税者における地位、権限等に照らせば、本件金員の取得も元理事長が社会福祉法人の代表者の地位にあったことによる給付として賞与であると認めてよいといえるから、所得の受給者が源泉徴収義務者から不法に利得した場合であっても、その利得が給与所得と認められる以上は、源泉徴収義務者に納税義務を課すべきものであるとし、逆転納税者敗訴となった。

### I. 事実関係

納税者は特別養護老人ホームの設置経営等の社会福祉事業を行う社会福祉法人八幡福祉協会（以下、「Y協会」という。）である。平成9年5月14日の宇治税務署による税務調査に際し、Y協会の実質上の創設者である元理事長Nに対し、Y協会の会計からN個人名義の預金口座に次の入金（以下、「本件金員」という。）があったことが判明した。

この事実につき税務当局は、本件金員は所得税法（以下、「所法」という。）28条、183条1項に規定する給料の支払いに該当すると判断し、源泉徴収に係る所得税を計算し、平成10年3月6日、Y協会に対し、納税告知処分及びそれに伴う不納付加算税の賦課決定処分を行った（→【別紙】本件更正処分の内容等参照）。Y協会はこれを不服として、所定の手続きを経て本訴に及んだ。

## II. 当事者の主張

### 1. 税務当局の主張

Nは、Y協会の理事長として、Y協会の資産に対する全面的な支配権を有していた上、本件金員はY協会の事業活動によって得たものであることが明らかであり、NがY協会の理事ないし理事長として勤務してきたこと以外に本件金員を得る理由はない。また、Nが理事長という立場と無関係にY協会との間で純然たる第三者として取引等によって本件金員を取得したという事情も存在しない。

さらに、実質的にみても、Nの勤務状況やY協会を長年にわたり実質的に支配していたと認められること、NのY協会に対する出資の状況やNに対する毎月の報酬金額や本件金員の合計額の多寡及びNが本件金員を取得するにつきいわばY協会が容認していたというべき状況があること等からしても、本件金員の移動は、Y協会がNに賞与を支払ったものであるといえる。

なお、Y協会は、横領による経済的利得は賞与の対象とならない旨主張するが、給与所得に当たるか否かは、租税法の見地から検討されるべきであって、刑法上の横領か否かとは別次元の問題であり、仮に役員が取得した経済的利益の取得原因が横領によるものであっても、そのみをもって当該経済的利益の供与についての給与所得としての性質は失われない。

### 2. 納税者の主張

本件金員の移動は、NがY協会から本件金員を横領した行為によるものであり、Y協会がNに賞与を支払ったものとは到底いえない。税務当局の主張は、主として利益処分を行い得る株式会社についての判断であり、本件のように利益処分を前提としない社会福祉法人については妥当しない。

## III. 判決の要旨

## 一．京都地裁の判断（納税者勝訴）

判決でははじめにY協会について、次の事実を確認する。

Y協会においては定款により、理事長のみがY協会を代表するものとされ（4条3項）、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告するものとし（5条1項）、理事会の議事は原則として理事総数の過半数で決するものとされている（同条6項）。そして、理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理するとされている（6条2項）。また、基本財産の処分は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、京都府知事の承認を得なければならないとされ（12条）、法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理するものとされていた（13条1項）。

ところが、N及び特別養護老人ホームY館の施設長であった甲らは、Y館の経理について給食材料費の水増計上や物品購入費及び修繕工事費の水増し、架空計上、その他の不正の経理処理及び財産処分行為を行うようになった。この事実は、平成9年1月24日から同月31日まで、京都府及び八幡市の合同の特別行政監査を受けるなどした結果発覚し、その総額が2億円を超えるものであることが判明した。この不正経理問題の発覚に伴い、Nを含む当時の理事10名は、平成9年2月10日までに全員理事を辞任した。その後、新たに京都府知事により10名の仮理事が選任され、Y協会は新体制の理事会の下に、前記の不正経理によりY協会が被った損害額等の調査を行った。

Y協会は、平成9年9月3日、理事長経験者Nら3名及び甲に対して、Nらの委任契約の不履行による損害賠償として、Y協会から不正に流出した金員2億1,078万1,586円分の支払を求める別件訴訟を提起し、京都地裁は、平成13年1月22日、Nに対し1億5,132万5,101円及びこれに対する遅延損害金の支払を命ずる第1審判決を言い渡し、Nはこれに対して控訴をしたが、平成14年2月21日、控訴棄却の判決が言い渡されて、当該第1審判決は確定した。

以上の事実認定に基づき、本件金員にかかる源泉徴収義務につき、次のとおり判示した。

「本件事実関係の下では、まず、本件金員の移動によって、原告が本件金員を「支払った」ことになるのか否かが問題になる。本件事実関係の下では、Nは、定款により社会福祉法人である原告の代表権を有していたものであるが、単独では、業務執行の権限はなく、本件金員の移動は、その権限外のことで、また、Nが、原告に帰属すべき本件金員を、正規の経理上の手続を経ることなく、原告名義の口座からN個人名義の口座に移動させたこ

とは、原告との関係では違法な行為（委任契約上の義務違反又は不法行為上の義務違反）に当たることは明らかであり、正に、法人の金員の横領行為であったもので、しかも、原告としては、支払者として、Nからその所得税を天引により徴収する余地はなかったもので、法が予定しているように原告という法人がNから所得税を源泉徴収する余地はおおよそ考えられない形態の金員の移動であったというべきである。原告として、当時、本件金員をNに「支払った」ものということができるかどうかは、極めて疑問であるといわなければならない。原告は、後に各理事が交代して、Nらに対し、別件訴訟を提起して、その損害の賠償の支払を求め、その請求を認容する判決が確定しており、少なくとも別件訴訟においても、裁判所は、法人である原告が本件金員の移動を是認していたとの判断をしなかったことになる。むしろ、本件事実関係によれば、本件金員の移動は、法人としての原告の当時の客観的な意思（それはNの意思とは異なる。）に反していたものというべきで、これを原告がNに支払ったとみるのは無理であると考えられる。原告の源泉徴収による前記の納税義務は、法 183 条 1 項の支払の際に発生すると解されるどころ、本件金員の移動については、この要件があったとまでは認められないといわざるを得ない。のみならず、本件事実関係の下では、本件金員の移動は、Nらが、自己の個人的用途に使用する目的で、不正に、原告の資金を移動したものであることが明らかであり、その事実経過、金額、その他いかなる観点からみても、それがNがした原告の理事長としての職務・役務の提供と対価の関係に立つものでないことも明らかであるといわなければならない。本件事実関係によれば、本件金員の移動は、専ら、Nが、その個人的用途に使用する必要に応じて、その都度、個人的用途に必要な金額分についてされたものであって、法人である原告側の事情は一切無関係であると認められ、このような本件金員が、理事長としてのNの職務、役務の提供と対価関係にあると解するのは、不合理というべきである。さらに、原告は、会社とは異なり、社会福祉法人であることからしても、本件金員の移動を原告のNに対する利益処分と解することも疑問であるといわなければならない。むしろ、本件金員の移動によるNの利益は、専らN個人の都合に応じた利益とみられるのであって、それは、課税関係では、Nの所得であることは明らかであるが、源泉徴収の対象となる法 28 条 1 項所定の給与や賞与であると認めるのは無理であって、それ以外のNの所得として、N個人から徴収されるべきである。」

以上のとおり、本件ではいわばNによる横領行為の被害者ともいえるべきY協会に対し、Nの所得についての源泉徴収をして納付する義務があることを前提とする本件各処分は、

いかにも不当な結論であるとしたのである。

## 二．大阪高裁の判断（逆転納税者敗訴）

これに対し大阪高裁は、NがY協会の実質的創始者であり、同協会においてNに反対する理事はおらず、Nの指示は絶対的であって、Nがワンマン代表者としてY協会を実質的に支配していたことを前提に次のとおり判示し、逆転納税者敗訴とした。

はじめに本件金員の給与所得該当性につき、次のとおり判示した。「本件金員の移動によりNは経済的な利得を得たものということができ、これはNの所得税法上の「所得」に該当するものといえる。なお、本件金員の移動が違法ないし私法上無効である場合であっても、本件金員が現実にNの管理下に入り、同金員の取得がNの経済的な利得であるといえる以上、所得税法上は「所得」があったとみるべきものである。ところで、Nの被控訴人協会における地位、権限、実質的に有していた全面的な支配権に照らせば、本件金員の移動、すなわち、被控訴人協会の金員を同協会からNの口座へ送金したことは、同協会の意思に基づくものであって、被控訴人協会がNに対し、経済的な利得を与えたものとみるのが相当である。なお、Nに被控訴人協会の金員について、これを不正に取得する意図や不正な行為があったとしても、Nの上記のような被控訴人協会における地位、権限等からみて上記認定判断を左右するものではない。そして、本件金員は、定期的に定額が支払われたものではなく臨時的な給付であるといえるから、給与所得のうちの賞与に該当するものと解するのが相当である。」

次に、給与所得に該当すると判断した本件金員の源泉徴収につき、「所得の受給者が源泉徴収義務者から不法に利得した場合であっても、その利得が給与所得と認められる以上は、源泉徴収義務者に納税義務を課すべきものであって、源泉徴収が困難であるかどうかは全く関係のないことである。税務署長から所得税を徴収された源泉徴収義務者（給与の支給者）は、その徴収をしていなかった所得税の額に相当する金額の支払を、その徴収さ

れるべき者（所得の受給者）に対し請求することができるが（法 222 条<sup>①</sup>）、税務署長が所得の受給者に直接徴税することはできないので、不法利得の場合において、源泉徴収義務者にその義務を課さなければ、結局、国民にその負担を転嫁することとなるのであって、このようなことは認め難い。したがって、被控訴人の主張<sup>⑥</sup>（筆者注：本件は源泉徴収をすべき場合でないという主張）も理由がない。」とした。

### 三．最高裁の判断（納税者敗訴）

最高裁は、上告棄却、不受理の決定をなし、納税者敗訴が確定した。

## IV．評 釈

### 一．本判決への賛否

本件については、第 1 審の京都地裁を支持する。すなわち、第 2 審の大阪高裁は本件金員をいわゆる「認定賞与」としその給与所得たる性質をもって源泉徴収の正当性を確認するが、本件金員は明らかなる横領として不法に元理事長によって詐取されたものであり、給与の支給に当たらず、現実に Y 協会は不法行為に基づく返還請求もしており、本件金員を賞与として元理事長に帰属せしめることの事後承認もしていない。給与所得の認定範囲と所法 183 条（源泉徴収義務）の給与等の支払いの範囲には一致の限界があるものと考え

### 二．評 釈

#### 1．認定賞与の意義

「認定賞与」とは、法令上規定されていない税務実上の用語で、法人が役員賞与とし

---

① （源泉徴収に係る所得税の徴収）

所法第 221 条 第一章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかつたときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する。

（不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等）

所法第 222 条 前条の規定により所得税を徴収された者がその徴収された所得税の額の全部又は一部につき第一章から第五章まで（源泉徴収）の規定による徴収をしていながつた場合又はこれらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がその徴収をしなかつたその所得税をその納付の期限後に納付した場合には、これらの者は、その徴収をしていながつた所得税の額に相当する金額を、その徴収をされるべき者に対して同条の規定による徴収の時以後若しくは当該納付をした時以後に支払うべき金額から控除し、又は当該徴収をされるべき者に対し当該所得税の額に相当する金額の支払を請求することができる。この場合において、その控除された金額又はその請求に基づき支払われた金額は、当該徴収をされるべき者については、第一章から第五章までの規定により徴収された所得税とみなす。

て会計処理していない費目であっても、税務当局がこれを役員に対する臨時的な利益の供与（利益処分）とみなして課税することをいう。

### → 本件での問題点

本件は社会福祉法人の事件であり、Y協会は収益事業を営んでおらず、本来の事業を営んでいる限り法人税の課税問題は生じない。したがって、本件は一般法人における法人・個人の双方の追徴問題ではなく、もっぱら給与の源泉徴収義務の存否が問題となっており、法人課税ができない点は他の事例と問題を異にし、「不法利得の場合において、源泉徴収義務者にその義務を課さなければ、結局、国民にその負担を転嫁することとなるのであって、このようなことは認め難い。」（高裁判示）とし、国庫主義的収入確保の観点から、源泉徴収の範囲を確定するのは危険な面があるといわざるを得ない。

以下、この点を検討する。

## 2. 認定賞与と源泉徴収

### (1) 所得税法 183 条

所法 183 条は、給与所得に係る源泉徴収義務につき、次のとおり規定している。

「第 183 条 居住者に対し国内において第 28 条第 1 項（給与所得）に規定する給与（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第 2 条第 15 号（定義）に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から 1 年を経過した日までにその支払がされない場合には、その 1 年を経過した日においてその支払があったものとみなして、前項の規定を適用する。」

### (2) 本件金員の給与所得該当性

所法 183 条の源泉徴収の対象となる給与等とは、所法 28 条 1 項（給与所得）に規定する給与とある。したがって、文理解釈上、本件金員が所法 28 条 1 項の給与に該当することがまず源泉徴収の前提である。

所法 28 条 1 項は、「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。」と規定する。前段の「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与」は給与形態の例示であるが、後段の「こ

これらの性質を有する給与」で極めて包括的な規定をし、その範囲が一段と拡大される。

したがって、本件横領搾取による金員が「これらの性質を有する給与」の範疇に入れば所法 183 条により源泉徴収の対象となるが、給与所得のクライテリアについては必ずしも明らかでなく、まして本件の場合には法人の代表者であるので、一般の従業員に対する雇用契約等に基づく労務の対価性や、使用者の指揮命令の有無、時間的・空間的な従属性・非独立性といった要件<sup>②</sup>が必ずしもクライテリアとなるものではない。

そこで、税務当局は、代表者の地位に基づく給付であると認められれば賞与であるとする主張を行った。これはかつて最高裁が通勤費に対する源泉徴収義務の存否について「勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者から受ける給付は、すべて給与所得を構成する」<sup>③</sup>と判示した考え方の援用である。

しかし、本件が一般の株式会社である場合は、法人の財産を役員が利得した場合にこれを利益処分として賞与とすることが想定されたとしても、本件は非営利法人の社会福祉法人であり、社会福祉法人の場合には、社会福祉法 47 条<sup>④</sup>で解散時の残余財産については社会福祉事業を行う者ないし国庫に帰属することが法定されており、そもそも一般法人と同様な概念による利益処分は想定されていない。

したがって、元理事長が実質的な支配者であったとしても、「代表者の地位に基づく給付であると認められれば賞与である」とする税務当局の論理は、これを利益処分たる賞与と解することになじまないものであり、適当ではない。

また、本件が最近のストックオプション事件のように当該金員の所得類型が直接争われている場合であればまだしも、本件は給与所得にかかる源泉徴収の問題である。源泉徴収義務者は給与の支払いがあれば、自己の本来の法人税や所得税の納税義務とは直接関係しないところで様々な義務を課され、しかもその義務に対し罰則をもって強制される。したがって、源泉徴収義務者に対し源泉徴収をなすべき給与所得の範囲を明らかにし、制度の円滑的な適用を図るためには、所法 183 条の「給与等」の範囲は、給与所得の内容として支払者に対し源泉徴収義務の負担を負わせるにふさわしい内容であり簡明であることが必

---

② 最高裁二小昭和 52 年（行ツ）第 12 号、昭和 56 年 4 月 24 日判決

③ 最高裁二小昭和 36 年（オ）第 298 号、昭和 37 年 8 月 10 日判決

④ 社会福祉法（残余財産の帰属）

第 47 条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。



要である。

たとえば、源泉所得税に係る納税告知処分等の方式の違憲違法性が争点となった「アオキドラック事件」<sup>⑤</sup>では、「源泉徴収に係る所得税の性質及び制度の前提にかんがみれば、給与等の支給額、支給日、支給の相手方等の事実関係及びこれらを基礎として計算される所得税額は、課税権者から徴収義務者に対して通知するまでもなく、徴収義務者において当然にこれを知悉しているべきものであり、他方、反復継続的かつ大量に行われる給与等の支払のすべてについて支給の相手方・支給日・支給額等を徴収権者において個別に把握し通知することは、煩雑であるのみならず事実上困難であるし、給与等支払者においてこれらの事実を容易に把握できる以上、その必要性もない。したがって、本件様式に税額算出の基礎となる個別的事実関係の記載をようしないものとされていることには合理性があるものといえることができる。」(傍線筆者)とし、およそ給与の支払者においてはその給与等の支給額、支給日、支給の相手方等の事実関係は当然に知悉しているものに限ると解釈することができ、所法 183 条の「給与等」の範囲はこれを限定的に解すべきであり<sup>⑥</sup>、本件金員のごとく Y 協会の客観的な意思や事情と全く無関係に、元理事長によって領得の意思をもってなされた横領は「給与等」と解すべきではないのである。

### (3) 本件金員の所得分類

筆者は本件金員につき給与所得性を否定するが、本件金員が元理事長の所得であることは否定しない。所得の区分については、一時所得に該当するものとする。

本件八幡福祉協会事件では、納税者、税務当局とも本件金員が元理事長の「所得」であったことについては直接争われていない。しかし、本件と同様に社会福祉法人の元理事長による横領に対し源泉徴収にかかる所得税の納税告知処分が行われた「社会福祉法人蓬生

---

⑤ 千葉地裁平成 4 年(行ウ)第 29 号、平成 10 年 3 月 25 日判決

⑥ 品川芳宣教授は「社会福祉法人理事長に対する認定賞与と源泉徴収」(『税研』(日本税務研究センター) 109 号、96～99 頁)で、あくまで給与所得となる「給与等」が源泉徴収の対象となるのであり、多くの裁判例が本件のような認定賞与にかかる課税処分の適法性を容認しているとし、本件第 1 審の京都地裁判決を批判している。

会事件」<sup>⑦</sup>では、当該横領が経済的利益の享受として所得税法上の所得に該当するかどうかは直接争われている。はじめにこの点について確認する。

原告の社会福祉法人は、元理事長が原告の資金を引き出したといっても、これは元理事長がその当時の原告代表者としての地位を濫用して原告から横領したものであるから、元理事長は資金の引出しと同時に、原告に対して同額の損害賠償債務を負う。実際、元理事長は平成 12 年 7 月 3 日に原告との間で、横領した金員を原告に返済すべき債務を負担していることを確認し、これを分割返済する旨の債務弁済契約公正証書を作成している。したがって、元理事長には所得そのものが発生していない。この点は、昭和 26 年の旧所得税法基本通達でも、横領により取得した財物については所得税を課さないこととされており、同通達は昭和 45 年に全面改正され、現在の通達には同様の規定は存在しないが、基本的には従前同様に考えられるべきであるとし、元理事長が享受した経済的利益は所得税法上の所得とはいえないとした。

これに対し青森地裁は、「所得税法は、あくまでも、事実として発生した経済的利益状態に着目してこれを所得とし、課税対象としているものと解される。これを前提とすると、たとえ経済的利益の原因となった行為が、私法上違法・無効とされ、その返還債務等が発生する場合であっても、現実に経済的利益が存在する限り、所得税法上の所得に該当するというべきである。したがって、S が享受した経済的利益は、所得税法上の所得に当たるといえることができる。」と判示し、この点についての原告の主張は採用することができないとした。

現行所得税法上、仮に、元理事長の横領が業務上横領罪に該当するとしても、所得税は納税者に経済的利益が発生し、担税力が増加したという事実に着目して課せられるものであるから、その経済的利益発生の原因となった行為が違法行為であったとしても、その経済的利益自体は所得税法上の所得となる。この点については過去の判決例においても明ら

⑦ 青森地裁平成 12 年（行ウ）第 3 号平成 15 年 4 月 22 日判決、仙台高裁平成 15 年（行コ）第 15 号平成 16 年 3 月 12 日

<処分の内容>

	源泉所得税額	重加算税額
平成 8 年 5 月分	7 7 1 万 7 2 0 0 円	2 6 9 万 8 5 0 0 円
6 月分	1 9 6 万 2 0 4 8 円	6 8 万 6 0 0 0 円
7 月分	1 万 7 0 4 8 円	0 円
平成 9 年 7 月分	1 1 7 万 0 2 0 0 円	4 0 万 9 5 0 0 円
(変更決定)	(1 1 4 万 1 7 0 0 円)	(3 9 万 9 0 0 0 円)

かであり<sup>⑧</sup>、所得税法基本通達 36 - 1 にも定められている<sup>⑨</sup>。

次に問題となるのは、所得分類の問題である。本件八幡福祉協会事件では第 2 審で本件金員は給与所得であるとされたが、類似事件の社会福祉法人蓬生会事件では第 1 審は給与所得性を否認した（ただし、控訴審で逆転し給与所得とされた。）。

両事件では、八幡福祉協会事件の Y 協会は本件金員は元理事長の一時所得であるとし、社会福祉法人蓬生会事件では雑所得であると主張している。両者の相違は興味深いところである。

なお、両事件における元理事長個人の問題としては、いずれも当該横領金について返還する旨が決まっており、この場合の税法上の手続きは、いったん横領金に対する所得としての申告・納税を行い、返還債務の履行によって横領の経済的利益が失われたときに更正の請求（所得税法 152 条、同施行令 274 条に基づき、当該事実が生じた日の翌日から 2 月以内に税務署長に対し請求できる。）を行うことになる。

すると、本件八幡福祉協会事件の高裁判決が、「税務署長が所得の受給者に直接徴税することはできないので、不法利得の場合において、源泉徴収義務者にその義務を課さなければ、結局、国民にその負担を転嫁することとなるのであって、このようなことは認め難い。」とした点は、安易な国庫主義に走った嫌いがあると批判されてもしかたがないものと考えられる。

ところで、所得分類の問題に戻るが、一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有さないものをいう（所法 34 ①）。また、雑所得とは所得分類の 9 つに該当しない所得をいう（所法 35 ①<sup>⑩</sup>）。したがって、本件横領金は元理事長の労務に対する対価性はなく、また横領が数回にわたり計画的に行われたとしても、それが事業性のある営利を目的とした行為ではないことから、一時的、偶発的な所得の分類に該当すると考える。なお、一時所得に該当するとなるといわゆる 2 分の 1 課税の対象となり、このような横領金に対してまで担税力の弱さを考慮した課税の軽減が予定されている所得分類は適当でないとする考え

---

⑧ 最高裁三小昭和 33 年（オ）第 311 号、昭和 38 年 10 月 29 日判決、最高裁三小昭和 43 年（行ツ）第 25 号、昭和 46 年 11 月 9 日判決（利息制限法超過利息事件）

⑨ 所基通 36 - 1 「法第 36 条第 1 項に規定する「収入金額とすべき金額」又は「総収入金額に算入すべき金額」は、その収入の基礎となった行為が適法であるかどうかを問わない。」

⑩（雑所得）

第 35 条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

もある。このような考え方は単に感情論に基づくものであり、公序良俗に反する違法な所得について、特別な取扱いが規定されていない限り、所得税法の定めに従った所得分類が行われなければならない。雑所得はあくまで9つの所得区分に該当しないものをいうのであって、2分の1課税が適当でない所得を雑所得に区分する理由はない。

以上、本件八幡福祉協会事件については、筆者は第2審に反対であり、本件金員については源泉徴収の対象となる認定賞与に当たらないと考える。

【本件処分の内容等】

(円)

元理事長Nの口座 に入金された金額		宇治税務署長処分別 (平成10年3月6日)		異議決定額 (平成10年7月7日)		裁 決 額 (平成11年6月17日)	
		納税告知処分の額 (源泉所得税) (3)	不納付加算税 賦課決定額 (4)	納税告知処分の額 (源泉所得税) (5)	不納付加算税 賦課決定額 (6)	源泉所得税の額 (7)	不納付加算税の額 (8)
支 給 日 (1)	支 給 額 (2)						
平7. 3. 20	6,887,506	3,195,127	319,000	2,940,974	294,000	2,940,974	294,000
平7. 4. 27	35,000	11,900	0	3,500	0	3,500	0
平7. 5. 8	900,000						
平7. 5. 18	1,000,000	851,000	85,000	190,000	19,000	190,000	19,000
平7. 10. 17	500,000	188,300	18,000	50,000	5,000	50,000	5,000
平7. 11. 28	250,000	84,900	8,000	25,000	0	25,000	0
平7. 12. 21	532,875	205,600	20,000	53,287	5,000	53,287	5,000
平8. 10. 11	1,000,000	428,000	42,000	100,000	10,000	100,000	10,000
合 計	11,105,381	4,964,827	492,000	3,362,761	333,000	3,362,761	333,000